

水俣市告示第94号

水俣市税条例（平成8年条例第39号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「期限」という。）のうち、次に掲げる指定地域に住所を有する個人又は事務所若しくは事業所を有する者に係るもの（公的年金等に係る所得に係る特別徴収の方法による納付並びに口座振替の方法による納付を除く。）で、その期限が令和2年7月4日以降に到来するものについては、その期限を別途水俣市告示で定める期日まで延長する。

令和2年8月24日

水俣市長 高岡 利治



都道府県名	指 定 地 域
熊本県	人吉市、球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村、八代市坂本町、葦北郡芦北町